

<参考資料> よくある問い合わせ (Q&A)

【質問 1】 判定依頼について

手帳の交付申請と補装具の判定依頼を同時に行うことは可能か。

【回答 1】

同時に行うことは可能ですが、手帳内容確定後に、補装具の判定を行います。そのため、申請、判定依頼を同時に行っても、手帳交付日と判定日が同日とはならない可能性があります。ご了承ください。

【質問 2】 複数支給について

同じ補装具で、交付 1、修理 1 希望する場合は複数支給になるか。判定依頼は必要か。

【回答 2】

交付、修理に問わず、同じ種目の補装具を同時期に希望する場合は複数支給と考えます。判定依頼の要否、方法については、「岩手県補装具費支給事務取扱要領」(以下、「要領」という。)の定めるとおりです。

【質問 3】 治療用装具について

- (1) 金銭的に治療用装具の支払いが困難なため、補装具制度での判定は可能か。
- (2) 治療用装具の支給を受けていないと、判定はできないのか。

【回答 3】

- (1) 初回の装具は医療保険で治療用装具としての給付が原則です。これは、治療用装具は訓練での使用を目的にしているのに対し、補装具は日常生活での使用を目的としているという装具の特徴が異なるためです。経済的な理由で治療用装具作成が困難な場合は、生活福祉資金や高額療養費制度等金銭面での支援の活用についてご検討をお願いいたします。
- (2) 原則は(1)のとおりですが、治療用装具の給付が補装具制度を活用するための条件ではありません。補装具の種類や、個々の状況によっては補装具の対象となる場合があります。

【質問4】 介護保険制度について

- (1) 介護保険対象となる前から、補装具の交付を受けていた者が、介護保険の対象となり、再支給を希望する場合、介護保険が優先されるのか。
- (2) 介護保険の認定を受けていないが、補装具での交付を受けたい。
- (3) 介護保険の対象となったが、要支援のため貸与が受けられない。補装具で対応可能か。

【回答4】

- (1) 原則、介護保険の貸与が優先されます。しかし、介護保険法の福祉用具では対応できない場合は、補装具での対応が可能となる場合があるため、個々の状況に応じて判断が必要です。
- (2) まずは、介護保険での対応の検討をお願いします。
- (3) 要支援であっても、医学的所見やサービス担当者会議等を経て、貸与を受けられる場合があるため、介護担当との確認が必要と考えます。そのうえで、個々の状況に応じて判断することとなります。

【質問5】 判定依頼の要否について

再支給の相談で前回と同じものを希望しているが、前回の支給記録が古く、補装具の明細が確認できない。判定依頼が必要か。

【回答5】

補装具の名称、製作項目などの確認ができない場合は判定依頼が必要です。